

サウスダコタの中絶論争 (7)

— 中絶規制立法と州議会議員選挙 —

佐々木 裕美

愛知学泉短期大学

Anti-Abortion Controversy in South Dakota (7) — Anti-Abortion Legislation and State Legislator Election —

Yuumi Sasaki

キーワード：サウスダコタ州 South Dakota、リプロダクティブライツ reproductive rights
ロウ判決 Roe v. Wade、2011 年中絶規制法案 HB1217(2011)、選挙 election
州議会議員 state legislator、中絶規制立法 anti-abortion legislation

はじめに

アメリカ合衆国において、妊娠を継続するか否かの決定を女性の憲法上の権利として確立したロウ対ウエイド判決¹⁾がくだされた1973年1月22日からまもなく40年が経とうとしている。この判決により、その当時中絶を禁止していた46州の州法が違憲となり、各州は州法の修正を余儀なくされた。サウスダコタ州もまたそのような州のうちのひとつであった。それでは判決から40年を経て女性は、自らの「身体を国や制度の支配から解放するという意味における『身体の自己決定権』²⁾を完全に獲得したといえるだろうか。少なくとも合衆国の現状において、楽観はできない。

憲法学者の建石真公子は次のように説明する：「ロウ判決は、州が法の適正な手続きなしに人々の自由を奪うことを禁止した合衆国憲法修正第14条を根拠に『プライバシーの権利』の中に女性がその妊娠を終了させるか否かを決定する中絶の権利を位置付けた。しかし、プライバシーの権利も絶対ではなく、州(政府)は、母体の安全を確保する利益、出生前の生命を確保する利益によって制約しようとした。プライバシーの権利を制約するには、州は『やむにやま

れぬ利益(compelling interest)]を有していなければならず、その止むにやまれぬ利益が発生する『時点』を、妊娠期間の初期3分の1を基準とした。…この判決は、この『時点』を『母体の健康上、危険がうまわるとき』とし、胎児の『人格』を生存可能性に委ねたため、医療や医療機関への依存性を示し、プライバシーの問題として論じるには限界をもつ結果となった。」³⁾

これまで継続的に行ってきた、サウスダコタ州の中絶論争についての考察⁴⁾は、州の「やむにやまれぬ利益」を根拠にロウ判決を覆そうとする勢力と、これを守ろうとする勢力の双方を構成する州内の主だった公職者と集団代表者に対する直接の取材を通して問題の核心に迫ろうとする試みであった。

同州における女性のリプロダクティブライツをめぐる攻防は、取材を開始した2006年から6年を経た現在も収束をみない。中絶規制立法の成立数からみれば、むしろ2010年選挙後は激化したとさえいえる。そこで本稿では、2011年にサウスダコタ州議会で成立した、中絶条件の厳格化によって中絶件数を減らすことを目的としたHB1217(2011)について触れたあと、州でのこの議論が合衆国連邦制度の特殊性を示す

好例であり、この騒動こそがアメリカの「合州国」たる所以であることを連邦憲法に照らして確認する。そして州議会での中絶行為についての規定の制定・改正・廃止を年度別にみること、選挙が立法、すなわち州民の生活の自由を規制する法律作りと直結していることを確認する。プロライフの州議員の立法活動が、真に選挙区の民意を反映したものなのかどうかについての議論は別の機会に行う。

I. 2010 年中間選挙での民主党の敗北と議会の保守化

サウスダコタ州におけるこれまでの中絶禁止法をめぐる州議会内外の攻防についての詳細と、2010 年 11 月の選挙で民主党が全国的に大幅に議席を失ったことによる結果については前号までにすでに述べた。特に、保守化した連邦下院議会では、2011 年の一年間に、2000 年以来最高となる 8 つのリプロダクティヴライツを制限する法案が審議され投票が行われた。2011 年各州議会においても 26 州が 69 の反中絶立法を行い、1995 年以降に全米で成立した中絶規制法は全部で 713 にのぼった。⁵⁾

サウスダコタ州では、2006 年州議会で成立した厳しい中絶禁止法 HB1215(2006)に対して州民のレファレンダム運動が起こり、その是非を問う州民投票が行われた結果、この法律は廃止された。2008 年に再びイニシアティブとして州民提案の形で提出された例外つきの中絶禁止法 Initiated Measure 11(2008)もまた、その是非を問う州民投票が行われた結果、否決された。

州民投票による二度の敗北の後、2010 年選挙で同州民は、共和党プロライフの現職副知事を知事に選出するとともに、プロライフを掲げる候補者の多数を州議員に選出することによって、州議会における急進的な中絶規制立法の継続を容認した。2011 年州議会は、新たな中絶規制法 HB1217(2011)を成立させ、州知事がこれに躊躇することなく署名した。⁶⁾

I-1. HB1217(2011)概観

HB1217(2011)は、12 ページにおよぶ長い法

案で、中絶の行為について二つの厳しい条件を追加するものである。ひとつは、中絶を求める女性に対し、医師と直接面談後、72 時間の待機時間を設けた点である。州内に一箇所しかない家族計画連盟の中絶クリニックに州外から専門の医師がやってくるのは、週 1 日であり、女性に中絶を行う医師との術前の直接面談を課すことは妊娠期間が 1 週間延長することを意味する。3 日間の待機時間は全米で最長である。

もうひとつは、女性の中絶の申し出が、夫や家族によって強制されたものではないことを確認した後でなければ医師は中絶を行うことができない。その確認のために、医師は女性との初回の直接面談時に、女性に州指定の緊急妊娠相談所(Crisis Pregnancy Center、以降 CPC)の住所と電話番号を知らせなければならない。CPC においてカウンセリングを受けたことを証明する文書の提出がなければ、医師はその女性に中絶を行うことができない。CPC を運営するのが、女性に中絶を思いとどまらせることを使命とするプロライフ団体であることを考慮すれば、ここが公正な相談所とならないことは明白である。医師は、この証明書類を持参した女性と再度直接面談し、中絶が女性自身の自発的な希望であり、女性が中絶について十分な情報を得たうえでこれを求めていることを確認しなければならない。そして女性は 2 時間の再考時間の後によりやく中絶を受けることができる。これらの手続きの間にも妊娠期間は刻々と延びていく。さらに、州保健省に登録済みの CPC は州内に 3 ヶ所⁷⁾のみで、CPC を運営する団体のホームページ⁸⁾を見ても州内に 10 箇所しか紹介されていない。女性がサウスダコタ州で中絶をすることは、事実上極めて困難な状況となる。

I-2. 連邦裁判所への差止請求

HB1217(2011)を憲法違反として、家族計画連盟とアメリカ市民的自由連合(ACLU)およびサウスダコタ ACLU は、連邦裁判所にこの法律の差止請求を行い、2011 年 6 月 30 日に受理された。サウスダコタ健康な家族を守る会(South Dakota Campaign for Healthy Families 以降 Healthy Families)のジャン・ニコライ(Jan Nicolay)は、筆者の「2006 年に成立した

HB1215(2006)に異議を唱えて行ったレファレンダムの運動を、HB1217(2011)については行わないのはなぜですか」という質問に、「今回は憲法違反として連邦裁判所に訴えることにしました。レファレンダムにはお金がかかり過ぎますから」⁹⁾と述べた。

ラピッドシティ(Rapid City)の医師で、これまでも中絶規制法の制定について率直に反対意見を表明してきたマーヴィン・バーナー(Dr. Marvin Buehner)は、HB1217(2011)について「女性が家族や友人からの圧力を感じているという議論は実際の状況とは真逆であって、女性が受ける圧力は、むしろ中絶をするなどという圧力だ」¹⁰⁾と述べ、これを非難した。

II. 合衆国憲法と州法

ところで、このような中絶禁止法が成立し得る状況について、ここで改めて考えてみたい。

サウスダコタ州憲法¹¹⁾は、州法が次の3つの方法によってのみ制定されることを規定する。

- ①州上院と州下院からなる州議会による制定
- ②イニシアティブによる制定(州議会が作ってくれない法律を州民自身が提案し、州民投票によって全州民にその是非を問う)
- ③レファレンダムによる廃止(州議会が作った法律に異議を唱える州民が廃止を提案し、州民投票によって全州民にその是非を問う)

②と③については前号までに論じてきたので、ここでは最も一般的な①について考察を行う。

州議会の構成員は、当然のことながら選挙によって州民自身が選んだ州議員たち—上院 35、下院 70 の計 105 人—である。彼らは lawmaker(立法者)と呼ばれ、文字通り州民が必要とする州法を制定し、時代遅れとなった州法を改正・廃止するのが主な仕事である。

中絶行為について規定するサウスダコタ州法第34条23A節が制定以来どれだけの変更を重ねてきたかについて考察する前に、合衆国憲法と州法の関係について簡単に触れておきたい。

合衆国憲法第6条第2節は、この憲法が国の最高法規であることを次のように規定する:「こ

の憲法、およびこれに準拠して制定される合衆国の法律、ならびに合衆国の権限にもとづいて締結された、または将来締結されるすべての条約は、国の最高法規である。すべての州の裁判官は、州の憲法または法律に反対の定めがある場合でも、これらのものに拘束される。」(1787年成立)

このように、合衆国憲法がすべての州法に優越することを規定する一方で、修正第10条では、州と国民に留保された権限について次のように規定する:「この憲法が合衆国に委任していない権限または州に対して禁止していない権限は、各々の州または国民に留保される。」(1871年成立)

合衆国憲法に中絶についての規定はない。ロウ判決が、テキサス州法を合衆国憲法に照らして連邦最高裁判所が行った司法判断であるとはいえ、保守各州はこれを弱体化する州法を制定し続けた。そして、ウェブスター判決(1989)¹²⁾とケイシー判決(1992)¹³⁾は、ロウ判決を覆しはしないものの、中絶規制の権限を実質的に州に戻した。合衆国での女性のリプロダクティブライツの現状について、荻野美穂は次のように説明する:「現在のアメリカ合州国において抽象的権利としての女性の『中絶を選ぶ権利』は法的に否定されたわけではないが、その権利をどの女性もが公平に行行使するための具体的、現実的条件は大幅に狭められる傾向にある。ロウ判決が中絶を『プライベートの権利』、すなわち個人的な決定に対して国家や州によって介入されない権利と規定したことが、その後の展開の中で、『選択は自由、だがその実現に対して政府は責任を負わない』とするレッセ・フェールの方角に解釈が進み、その結果、必要なサービスを買うだけの財力や手段を持たない低所得や地方在住、あるいは十代の女性たちにとって、とりわけ厳しい状況が生じているのである。」¹⁴⁾

サウスダコタ州の多くの女性は、この「とりわけ厳しい状況」に置かれている女性たちに含まれる。サウスダコタの中絶論争は、いわば合衆国における中絶論争のひとつの縮図と言えるのである。

Ⅲ. ロウ判決とサウスダコタ州法

法史学者のデイビッド・ガロウ(Dr. David Garrow)は、1973年1月22日のロウ判決が翌日の新聞でトップニュースとして報道されなかった理由を二つあげ、ひとつはリンドン・ジョンソン元大統領(Lyndon B. Johnson)の突然の訃報、もうひとつはその後40年間にわたる大論争を引き起こすことになろうとは思われないほどに一般の受け止め方が肯定的だったからだと説明している。¹⁵⁾ 実際、表1に示される通り、1973年のサウスダコタ州においても、中絶を合法化するための州法制定は州議会において大きな議論を巻き起こさなかった。中絶行為に関する規定に追加・修正が頻繁に加えられるようになるのはケイシー判決後の1993年以降のことなのである。

Ⅲ-1. サウスダコタ州法における中絶行為に関する規定

ロウ判決前のサウスダコタ州法において、中絶行為に関する規定は「母体の生命が危険な場合は例外として、中絶を行うことと中絶を求めることは、妊娠の時期に関わらず、すべて禁止」と定めていた。これは、1877年のダコタ準州時代の刑法の規定が、大きな変更を加えられることなくそのまま採用されたものであった。¹⁶⁾

Ⅲ-2. 州法第34条23A節の追加と修正

ロウ判決が下された1973年1月22日、サウスダコタ州では1973年州議会がまさに始まったばかりであった。¹⁷⁾ 連邦憲法違反となった州法は、即時改正の必要があり、作業は淡々と進められた。その結果、第34条「公衆衛生と公共の安全」第23節「性病」に続いて23A節「中絶の行為」という節が加えられた。

表1において「1973」と記入のある第34条第23A節第1項からの21の項が、中絶行為について最初に制定されたものである。この法律について追加・修正が行われた数は、1977年の4項、1980年の2項、1982年の1項、1993年の16項、1997年の12項、1998年の12項、2000年の1項、2003年の2項、2004年の5項、2005年の12項、2006年の11項、2008年の

2項、2011年の10項、2012年の10項である。

州法の追加・変更は、州議員による州議会への法案提出、上下両院での可決、知事の署名によって行われたものである。これらの年は、州議会を構成する州議員として、中絶規制法の制定を目的とするプロライフの活動家たちを州民が選出した年と重なる。その中心的人物が、プロライフ弁護士のロジャー・ハント州議員(Roger Hunt 1991・2000, 2005・2012 下院)、サウスダコタ妊娠中絶反対委員会のジェイ・デュアンワルド州議員(Jay Duenwald, 1997・2002 下院, 2003・2008 上院)、同ブロック・グリーンフィールド州議員(Brock Greenfield, 2001・2008 上院, 2009・2012 下院)である。特にハント議員は、1993年以降に提出されたすべての中絶禁止法案に提案者として名を連ねてきた。選挙民が彼らを自分たちの代表者として選んだのである。ただし、先にも述べたとおり、彼らの州議会における活動が真に選挙区の民意を反映したものであったかどうかについては、さらに詳細な検証が必要である。

サウスダコタ州で選挙によって公職に就こうとする候補者の中絶に対する立場は、今やリトマス試験紙以上の意味を持つに至った。同州においてはもはや中絶についての立ち位置を曖昧にしたままで選挙戦を戦うことはできない。だからといってプロライフの候補者を州議員に選んだ選挙民が、彼らに中絶規制立法に励むことを期待したかどうかは定かでない。事實は、2010年の選挙の結果、極端に保守化した2011年・2012年州議会は、先に触れたように、現状でも厳しい中絶規制法をさらに厳格化することに成功したということである。

Ⅲ-3. 圧力団体

2012年6月5日、サウスダコタ州では11月6日の選挙のための各党予備選挙が行われた。サウスダコタ妊娠中絶反対委員会は、ウェブ上に顔写真入りで、候補者の中絶に対する立場を、過去の投票行動や発言、質問状への回答に基づいて格付けした。そして彼らの目的のために予備選挙で当選させるべき候補者を判りやすく有権者に「指導」した。予備選挙の結果を受けて11月の総選挙の候補者についても、同様の選挙

サウスダコタの中絶論争 (7)

ガイドがウェブ上で閲覧可能となっている。¹⁸⁾
 一方、Healthy Families を中心としたプロ
 ヨイス派圧力団体の選挙広報には、そのように
 具体的に誰に投票すべきかを指導する選挙ガイ

ドは見当たらない。2012年9月現在の活動は、
 女性のリプロダクティヴライツを支持する候補
 者を当選させるための選挙活動資金の調達が中
 心である。¹⁹⁾

表1 サウスダコタ州法第34条第23A節(中絶行為)の制定・改定・廃止 (年)

34-23A-1	1973		1993	1997	2000	2005**	2006
34-23A-1.1			1993				
34-23A-1.2						2005	
34-23A-1.3						2005	
34-23A-1.4						2005	
34-23A-1.5						2005	
34-23A-1.6						2005	
34-23A-1.7						2005	
34-23A-2	1973						2006***
34-23A-2.1			1993				
34-23A-3	1973						2006***
34-23A-4	1973						2006***
34-23A-5	1973						2006***
34-23A-6	1973						
34-23A-7	1973		1993	1997		2005	
34-23A-7.1				1997		2005	
34-23A-8	1973	1977*					
34-23A-9	1973	1977*					
34-23A-10	1973		1993*				
34-23A-10.1		1980	1993			2003	2005
34-23A-10.2		1980	1993	1997			
34-23A-10.3			1993				2005
34-23A-10.4						2003	
34-23A-11	1973						
34-23A-12	1973						
34-23A-13	1973						
34-23A-14	1973						
34-23A-15	1973		1982*				
34-23A-16	1973						
34-23A-16.1		1977					
34-23A-17	1973		1993				
34-23A-18	1973	1977					
34-23A-19	1973		1993				
34-23A-20	1973						
34-23A-21	1973		1993				
34-23A-22			1993	1997			
34-23A-23			1993				
34-23A-24			1993				
34-23A-25			1993				
34-23A-26			1993				
34-23A-27				1997			
34-23A-28				1997			
34-23A-29				1997			
34-23A-30				1997			
34-23A-31				1997			
34-23A-32				1997			
34-23A-33				1997			

34-23A-34	1998	2004	
34-23A-35	1998	2004	
34-23A-36	1998		
34-23A-37	1998	2004	2008
34-23A-38	1998		
34-23A-39	1998	2004	
34-23A-40	1998		
34-23A-41	1998		
34-23A-42	1998		
34-23A-43	1998		
34-23A-44	1998	2004	
34-23A-45	1998		
34-23A-46			2006
34-23A-47			2006
34-23A-48			2006
34-23A-49			2006
34-23A-50			2006
34-23A-51			2006
34-23A-52			2008
34-23A-53			2011 2012
34-23A-54			2011
34-23A-55			2011
34-23A-56			2011 2012
34-23A-57			2011 2012
34-23A-58			2011
34-23A-58.1			2012
34-23A-58.2			2012
34-23A-58.3			2012
34-23A-59			2011 2012
34-23A-59.1			2012
34-23A-59.2			2012
34-23A-60			2011
34-23A-61			2011 2012
34-23A-62			2011

* 廃止

** 同一年度議会で二度の追加変更が行われた

*** 2006年11月に行われた州民投票により廃止

South Dakota Codified Laws Chapter 34-23A Performance of Abortions をもとに作成

<http://legis.state.sd.us/statutes/>

おわりに

新大陸の13植民地が宗主国イギリスからの独立を決意する最も大きな原動力となったのは、王政から脱却して共和政体を作ろうという気運の高まりであった。「独立宣言」に多大な影響を与えたとされる『コモン・センス』においてトマス・ペイン(Thomas Paine)は「絶対王政においては国王が法であるように、自由国家においては法が国王であるべきであり、またそれ以外

に国王があつてはならない…自分自身を統治するのは、われわれの自然権である」と述べ、新大陸の人々の心を独立に向かわせ、忠誠心を国王からアメリカ共和国へと移させるのに貢献した。²⁰⁾彼はまた、権力の腐敗を避けるために「州議会は一年ごとに改選」²¹⁾するなど頻繁に選挙を行うことの重要性を説いた。

民主主義理論の第一人者ロバート・ダール(Robert Dahl)もまた、政治的平等のためには「市民の一人ひとりがすべて、平等かつ実際に

行使できる投票の機会をもつだけでなく、すべての票が同じ重さをもつものとして数えられなければならない…。もし市民が、アジェンダに対する最終決定権をもつべきだとすれば、選挙は頻繁に行われなければならないのである」²²⁾と述べている。

サウスダコタ州は、ペインやダールの唱える「民主主義」を標榜し実践する。同州議員の任期は2年、継続的に同じ議会に留まることができるのは4期8年までである。選挙民は、自分たちが選んだ州議員の仕事ぶりを2年毎の選挙によって評価する。州議会の会期中には、州営放送局が毎日「今日の議会」について解説する。各選挙区では週末毎に超党派の主権者による議会報告会が催され、関心の高い法案について質疑応答が行われる。州議員はまた、テレビやラジオ、地元新聞などの公共メディアを通して選挙民に自分の仕事について知らせる機会を提供される。州議会での彼らの法案提出と投票行動は、それぞれの法案に関心を寄せる州民および圧力団体によって常に監視され、次の選挙で彼らの支持を得られるかが決まる。

州議会において、どのような法律が成立したとしても、それらの法案を作り、法律にしたのは、紛れもなく州民自身が選んだ州議員たちからなる州議会だということをあらためて想起したい。HB1217(2011)が、本当に州民の多数派の総意を反映したものなのか、州民がこれを成立させた超保守派議員の「仕事」を信任するのかしないのかは、2012年11月の選挙結果が教えてくれる。

8年間にわたって熱心に中絶規制法案を提出し続けたハント議員は、任期制限により州議会をいったん去らなければならない。²³⁾ 2010年に州行政府の要職に立候補して惨敗したプロチョイスおよび穏健派の元民主党有力州議員が、選挙区再編という逆境²⁴⁾をも乗り越えて再び選出されて州議会に戻ってくることはできるのか。ハント議員の選挙区民は、彼の後任にプロライフ議員を選出するのか。2012年の選挙は、今後のサウスダコタ州議会の中絶規制立法の行方を決定付ける選挙となる。

注

- 1) アメリカ連邦最高裁判所 *Roe v. Wade*. 410 U.S. 113 (1973).
- 2) 建石真公子「女性の『人格の尊重』と中絶の権利」『身体・性・生 個人の尊重とジェンダー』(尚学社、2012年) 78.
- 3) 建石、133.
- 4) 佐々木裕美「サウスダコタの中絶論争(1)-(6)」愛知学泉大学・短期大学紀要 41号-46号(2006-2011年)
- 5) ナラール・プロチョイス・アメリカ HP <http://www.prochoiceamerica.org/government-and-you/state-governments/key-findings-threats-to-choice.html>
- 6) Chet Brokaw, "South Dakota Abortion Bill Signed Into Law By Governor Dennis Daugaard," http://www.huffingtonpost.com/2011/03/22/south-dakota-abortion-bil_n_839063.html
- 7) サウスダコタ州保健省 HP <http://doh.sd.gov/PregnancyHelpCenters/default.aspx> 2011年7月1日以降更新されていない。
- 8) <http://www.ramahinternational.org/south-dakota.html>
- 9) 2012年2月11日、NARAL Pro-Choice South Dakota による寄付金集めのイベント第22回 PRO-CHOICE / PRO-CHOCOLATE の会場となった Holiday Inn City Center(Sioux Falls) International Rooms にて。
- 10) David Montgomery, "Daugaard signs 3-day wait for abortion into law," *Rapid City Journal*, March 22, 2011.
- 11) サウスダコタ州憲法第3条第1節 <http://legis.state.sd.us/statutes/DisplayStatute.aspx?Type=Statute&Statute=0N-3-1>
- 12) アメリカ連邦最高裁判所 *Webster v. Reproductive Health Services*, 492 U.S. 490 (1989).
- 13) アメリカ連邦最高裁判所 *Planned Parenthood v. Casey*, 505 U.S. 833(1992).
- 14) 荻野美穂『中絶論争とアメリカ社会』(岩波書店、2001年) 146.
- 15) David Garrow, *Liberty and Sexuality*, (University of California Press, 1994). 600.
- 16) ロウ判決以前のサウスダコタ州および合衆国の中絶関連法の流れについては拙著「サウスダコタ州の中絶禁止法の厳格化に対して州民投票が果たした役割」『身体・性・生 個人の尊重とジェンダー』(尚学社、2012

年) 184.

17) 1973年当時のサウスダコタ州憲法は、州議会の会期を奇数年は1月の第一月曜日の翌日正午から日祝日を除く45日以内、偶数年は1月の第三月曜日の翌日正午から日祝日を除く30日以内と定めていた。(サウスダコタ州憲法第3条第7節、1974年) 従って3月までには州議会は閉会した。現在の会期は毎年第一月曜日の翌日正午から土日祝日を除く40日以内である。(同、2012年)

18) サウスダコタ妊娠中絶反対委員会による2012年6月の予備選挙候補者ガイド

<http://www.slideshare.net/sacody/south-dakota-right-to-life-voter-guide>

2012年11月の総選挙候補者ガイド

<http://www.slideshare.net/sacody/2012-south-dakota-right-to-life-general-election-voter-guide>

19) <http://www.sdhealthyfamilies.org/>

20) Thomas Paine, *Common Sense* (1776), 小松春雄訳『コモン・センス』(岩波文庫、1976年) 65.

21) ペイン. 前掲注. 62.

22) Robert Dahl, *On Democracy*, (Yale University Press, 1998). 95. 中村孝文訳『デモクラシーとは何か』(岩波書店、2001年) 130.

23) 2年毎の選挙と4期8年の任期制限は、州下院および上院の両議会議員に適用される。(サウスダコタ州憲法第3条第6節)

24) サウスダコタ州では、1票の重さを同じにするために、10年毎の国勢調査に基いて厳格な選挙区再編が行われる。再編の期限は、国勢調査の翌年12月1日までである。(サウスダコタ州憲法第3条第5節) 2012年の選挙は、議会の多数党である共和党に有利な選挙区再編が行われた後の最初の選挙となる。

引用文献

Web サイトからは、最終閲覧日2012年9月26日より引用

荻野美穂『中絶論争とアメリカ社会』岩波書店、2001.
佐々木裕美「サウスダコタ州の中絶禁止法の厳格化に対して州民投票が果たした役割」『身体・性・生 個人の尊重とジェンダー』杉浦ミドリ、建石真公子、吉田あけみ、來田享子編著、尚学社、2012. 173-211.

———. 「サウスダコタの中絶論争(1) -HB1215を

めぐって-」愛知学泉大学・短期大学紀要第41号、2006. 109-118.

———. 「サウスダコタの中絶論争(2) -HB1215に選挙民はどう応えたか」愛知学泉大学・短期大学紀要第42号、2007. 101-110.

———. 「サウスダコタの中絶論争(3) -HB1215の敗北と新たな中絶禁止法案」愛知学泉大学・短期大学紀要第43号、2008. 101-110.

———. 「サウスダコタの中絶論争(4) -2008年選挙結果、および中絶禁止立法にカトリック教会が与える影響-」愛知学泉大学・短期大学紀要44号、2009. 101-110.

———. 「サウスダコタの中絶論争(5) -ミズーリ河以西のスタン・エイデルスティン州上院議員と選挙-」愛知学泉大学・短期大学紀要45号、2010. 107-116.

———. 「サウスダコタの中絶論争(6) -2010年中間選挙と連邦政治が州に与える影響-」愛知学泉大学・短期大学紀要46号、2011. 59-68.

ダール、ロバート『デモクラシーとは何か』中村孝文訳、岩波書店、2001.

建石真公子「女性の『人格の尊重』と中絶の権利」『身体・性・生 個人の尊重とジェンダー』杉浦ミドリ、建石真公子、吉田あけみ、來田享子編著、尚学社、2012. 75-141.

ペイン・トマス『コモン・センス』小松春雄訳、岩波文庫、1976.

Garrow, David. *Liberty and Sexuality*. University of California Press, 1994.